

質問第八三号

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年六月四日

鈴木 宗 男

参議院議長 山東 昭子 殿



本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された漁船「第一七二栄宝丸」に関し、以下、質問する。

- 一 宗谷海峡は国際海峡であると承知するが、政府の認識は如何。
- 二 日露間における稚内沖での国境は未画定だと承知するが、その理由を明らかにされたい。
- 三 日本側が考える稚内沖における中間ライン、操業区域を明らかにされたい。
- 四 稚内沖における日本の排他的経済水域（EEZ）内は、どこまでかを明らかにされたい。
- 五 衛星通信漁船監理システム（VMS）に記録が残っていると思うが、その記録からして、稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」は、日本側が主張する中間ライン、操業区域内で漁をしていたと判断しているか、政府の認識は如何。
- 六 日露間の国境が画定していないのは、平和条約が締結されていないのが要因であり、今回の拿捕につながっていると考えるが、政府の認識は如何。

七 今回のような出来事が起きないためにも一日も早い日露平和条約締結が重要と考えるが、政府の認識は如何。

右質問する。